

参 考 厚生年金の報酬比例部分の清算および激変緩和措置について

1. 厚生年金の報酬比例部分の清算*

- (1) 若年層は改革実施時から、一定年齢以上の者は新基礎年金の受給開始年齢到来時（65歳）から、払戻しを開始する。
- (2) 個人と事業主の負担分は、「個人分を個人に、事業主分も個人に」払戻す。
- (3) 払戻保険料は、既払保険料から、受給者の既受給額、払込保険料のうち受給権消滅分（死亡者）、基礎年金部分相当額を控除した額とする。
- (4) 前記により算出した払戻保険料は280兆円（1999年度末に清算を実施した場合：1999年度価格）
払戻不足額110兆円は、払戻期間等に応じて、国債を弾力的に発行して調達する。
(払戻保険料280兆円) - (積立金170兆円) = (不足額110兆円)

2. 激変緩和措置*

- (1) 年金制度抜本改革に伴う激変緩和措置として、受給者に“終身特例手当”を支払う。
終身特例手当は、改革実施に伴う経過措置と位置付ける。
支払対象者は、改革実施時点の全受給者（60歳以上の者）
支払月額、以下の算式により決定し終身にわたり支払う（上限6万円）
終身特例手当 = ((厚生年金受給額) - (新基礎年金7万円)) × 0.5
新基礎年金（一律7万円）と終身特例手当（上限6万円）の合計
例1：単身世帯（本人が第2号被保険者）月額上限13万円
例2：夫婦世帯（夫が2号、妻が3号）月額上限20万円
例3：夫婦世帯（夫が2号、妻も2号）月額上限26万円
- (2) 支払要件として、所得調査や資力調査は行わない。
- (3) 支払財源は、改革時点の受給者に対する厚生年金払戻保険料を充当する。
払戻保険料280兆円の内訳：加入者に払戻すべき保険料240兆円
受給者に払戻すべき保険料40兆円

* 詳細は、2002年度社会保障改革委員会提言を参照。